

第32回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和5年2月14日

上富良野町農業委員会

第 32 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和5年2月14日(火) 午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	吉澤 大輔	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第32回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
2番 対馬 透 君 3番 上田 修一 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和5年2月14日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は3筆合計で101,253㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年5月17日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成27年12月11日から令和8年11月30日まででした。

本件は、この後の議案第2号1番に係るものであります。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和5年2月14日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は3筆合計で101,253㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は3筆合計で23,020㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

3番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は8筆合計で74,791㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

4番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計39筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は39筆合計で316,217.25㎡です。権利移転・設定の理由は贈与となりました。

5番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計25筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿が保安林と山林で現況が畑。面積は25筆合計で160,370.23㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

6番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿が畑及び宅地で現況が畑。面積は6筆合計で101,246.32㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

7番

出し手、財務省北海道財務局の旭川財務事務所長吉沢貢さん、受け手、〇〇〇〇の〇

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇会社〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

3番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇ん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿い、〇〇〇〇道路付近となります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの賃貸借となりました。

4番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いほかとなります。
〇〇〇〇さんの高齢のため、農業後継者である〇〇の〇〇〇〇さんへの贈与となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 2番、3番、4番 について、これより質疑に入ります。

谷本委員 4番について、面積が大きいと思うが、税金はどうなるのか。

上田委員 おそらくこれは生前贈与をかけたんだと思うんですが、そういったことは農業委員会事務局に相談は来ていないんでしょうか。

事務局 相談はありませんでした。

谷本委員 いきなり贈与したいと。

事務局 はい、そうです。行政書士を通じて農地法第3条による許可申請のみがありました。本人がどのような税制特例を使用するかの確認が取れていなかったため、本人に連絡を取って確認をします。

議 長 この案件については保留という形をとって、事務局から説明あったように再度本人に確認して、次回以降の総会にて対応することとします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 2番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 4番ですが、今回については保留とします。それでよろしいですか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は保留となりました。

議 長 議案第2号 5番 について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。 議案第2号 5番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○道路、○○○○沿いほかとなります。
○○○○さんと○○の○○さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 5番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号5番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 6番 について、提案に関する補足説明を願います。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。 議案第2号 6番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○、○○○○沿いとなります。
○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 6番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号6番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号 7番、8番について、提案に関する補足説明を願います。
8番 島田 政志 委員。

島田委員 8番 島田です。 議案第2号 7番、8番について、補足説明いたします。

7番

出し手 旭川財務事務所さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○、○○○○付近となります。
旭川財務事務所さんの国有地払い下げに伴い、○○さんとの売買となりました。

ここは○○○○沿いになりまして、過去は○○○○していて国有地だったということで、今回払い下げになりました。

8番

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○○○会社さん。

所在地は、○○地区の○○○○付近となります。
○○○○さんの規模縮小に伴い、○○○○○○会社さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 7番、8番について、これより質疑に入ります。

對馬委員 8番の土地についてですが、ここは道路がないかと。〇〇〇〇側の人たちの了解を得て通っているはずなのですが、持ち主が変わるなどしてトラブルになるといったことが考えられます。通行の確約等は取れているのでしょうか。

事務局 はい、確かにこの土地へたどり着くためには〇〇〇〇側の土地を通らなければいけません。今回申請箇所の〇〇側の土地を以前取得していて、その取得の際に〇〇〇〇の土地も取得していると聞き及んでいます。その際に農道通行の関係は話し合っていることと思われませんが、申し訳ありません、上富良野町農業委員会事務局では把握していません。

島田委員 〇〇〇〇の〇〇〇〇さんの家の前を通らなければならない。また、〇〇〇〇さんの私道を通らなければいけない状況です。今は町道があるので、〇〇〇〇から〇〇〇〇さんの家の前を通っていけるようになっています。

井村会長 この土地に行くまでに公的な道路はないということか。

島田委員 町道から行けます。前回売買した土地へつながっています。

井村会長 袋路になることはないのか。

島田委員 袋路と言えば袋路だが、町道からつながっています。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 7番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 8番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった、次の件について審議を求めます。
令和5年2月14日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、畑地造成工事を目的とした火山灰土壌採取の一時転用であります。
審議の資料として、農地法第5条調書をご覧ください。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。
土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計3筆。地目は公簿が畑と田と用悪水路で現況が畑です。面積は3筆合計で19,569㎡です。契約内容は使用貸借で、転用目的は畑地造成工事を目的とした火山灰土壌採取です。計画内容は、土地造成が19,569㎡で、採取土量が37,704㎡です。土地利用区分は農用地で、転用事由は一時転用、工期は令和5年5月10日から令和8年4月30日までです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。 議案第3号 について、補足説明いたします。

土地所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、
転用者 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さんです。

所在地は〇〇〇〇沿いとなります。
申請地は、火山灰層が厚く、肥料等の費用対効果が悪い農地のため、基盤整備と土壌の改良を思慮していたところ、優良農地にして返還することを条件に一時転用することとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第3号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第32回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。礼。

以上、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時20分

上記第32回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年2月14日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____